

○慶應義塾大学薬学部 認定薬剤師研修制度規程

平成20年4月1日	制定
平成22年2月26日	改正
平成25年4月22日	改正
平成27年3月29日	改正
2020年4月1日	改正
2025年6月1日	改正

(目的)

第1条 この制度は、薬剤師が医療の担い手の一員として、日々進歩する医療現場の中で、薬剤師として必要な研修を受けられるよう、生涯学習の機会を提供するとともに、その結果を適切に評価することによって、薬剤師の資質の向上を図り、わが国の医療の向上に寄与することを目的とする。

(研修の種類)

第2条 この制度は、薬剤師認定制度認証機構（以下「認証機構」という。）が定める、生涯研修認定制度の一環として行なう。

(認定の基準)

第3条 日本国の薬剤師免許を有する者が、慶應義塾大学薬学部（以下「本学部」という。）または認証機構の認証を受けた機関において、別に定めるところにより、40単位以上取得し、認定薬剤師研修制度委員会において審査して認められた場合は、認定薬剤師として認定する。

(認定薬剤師証の有効期間)

第4条 認定薬剤師の有効期間は、3年とする。ただし、次条に定めるところにより更新することができる。

(認定薬剤師証の更新)

第5条 別に定めるところにより、30単位以上取得し、認定薬剤師研修制度委員会において審査して認められた場合は、認定薬剤師証を更新する。

(認定薬剤師証の交付)

第6条 認定薬剤師として認定した者に対し、認定薬剤師証を交付する。

(認定薬剤師研修制度委員会)

第7条 本学部に認定薬剤師研修制度委員会（以下「制度委員会」という。）を置き、

認定薬剤師研修制度全般について管理運営にあたるとともに、認定薬剤師の認定および更新の審査にあたる。

2 制度委員会は次の各号に掲げる委員をもって構成する。

(1) 薬学部長

(2) 本学部教育職員または学識経験者のうちから、教授総会の議を経て選出された者4名以上

(認定薬剤師研修制度評価委員会)

第8条 この制度の公正性、透明性の担保および改善充実に資するため、制度委員会から独立した認定薬剤師研修制度評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

2 評価委員会は次の各号に掲げる委員をもって構成する。

(1) 本学部教育職員のうちから、教授総会の議を経て選出された者2名以上

(2) 学識経験者のうちから、教授総会の議を経て選出された者2名以上

3 前条第3項の規定は、評価委員会の任期に準用する。

(研修プログラムの提供)

第9条 本学部が認定薬剤師の取得に必要なものとして提供する研修プログラムは、制度委員会の下、本学部附属医療薬学・社会連携センター、本学部の関係機関が協力して企画、実施にあたる。

(研修記録手帳)

第10条 認定薬剤師の認定を希望する受講者には、認定薬剤師研修手帳を発行する。

2 認定薬剤師研修手帳には、学習記録を受講証明等により記録する。

(申請および更新の手続)

第11条 認定薬剤師証を受けようとするものは、次に定める書類を提出するとともに、審査料1万円を納入しなければならない。認定薬剤師証を更新するときも同様とする。

(1) 申請書

(2) 認定薬剤師研修手帳

(3) 薬剤師免許証の写し

(4) 履歴書

(審査および交付)

第12条 前条の申請があった場合には、制度委員会において審査する。

2 審査は毎年2回以上行なう。

3 第6条に定める認定薬剤師証の交付は、制度委員会において3分の2以上の同意を必要とする。

(認定薬剤師証の再交付)

第13条 認定薬剤師証を紛失、汚損等した場合は、申請により再交付することができる。

(認定の取り消し)

第14条 認定薬剤師として認定されて後、次の各号のいずれかに該当した場合は、制度委員会の議を経て認定を取り消すことがある。

- (1) 日本国の薬剤師資格を喪失したとき。
- (2) 不正の方法で認定証を受けたことが判明したとき。
- (3) 薬剤師としての名誉を著しく汚す行為があると認められるとき。

(個人情報の管理)

第15条 本学部は、個人情報保護法およびその関係法令ならびに慶應義塾個人情報保護規程等に則り、受講薬剤師および認定薬剤師の個人情報の管理に十分注意しなければならない。

(事務)

第16条 認定薬剤師研修制度に関する事務は、主として本学部附属医療薬学・社会連携センターにおいて行なう。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年2月26日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年4月22日)

この規程は、平成25年4月22日から施行する。

ただし、この規程施行日前に研修を開始したものは、第3条(認定の基準)については、なお従前の例による。

附 則 (平成27年3月9日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（2020年4月1日）

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則（2025年6月1日）

この規程は、2025年6月1日から施行する。